

令和3年生駒市教育委員会

第6回定例会 議案

令和3年6月28日

生駒市教育委員会

令和3年生駒市教育委員会(第6回)定例会議案目録

議案番号	議 案 名	項
報告第9号	臨時代理につき承認を求めることについて(令和3年生駒市議会第3回(6月)定例会提出議案の意見について)	1
報告第10号	令和3年生駒市議会第3回(6月)定例会提出議案の結果について	4
議案第24号	生駒市立幼稚園預かり保育実施規則の一部を改正する規則の制定について	5
議案第25号	令和3年度生駒市教育委員会の活動の点検及び評価について	6
議案第26号	生駒市社会教育委員の委嘱について	7

報告第9号

臨時代理につき承認を求めることについて

(令和3年生駒市議会第3回(6月)定例会提出議案の意見について)

令和3年生駒市議会第3回(6月)定例会提出議案の意見について、教育委員会を招集するいとまがなかったため、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則(昭和60年4月生駒市教育委員会規則第6号)第5条第2項の規定により、令和3年6月17日に臨時に代理したので、これを報告し、承認を求める。

令和3年6月28日提出

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

【提出議案】

- ・ 生駒市立学校給食センター改修整備工事請負契約の締結について
(追加提案分)
- ・ 財産の取得について (追加提案分)



議案第 48 号

生駒市立学校給食センター改修整備工事請負契約の締結について

令和3年6月11日事後審査型条件付一般競争入札に付した生駒市立学校給食センター改修整備工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年4月生駒市条例第2号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 生駒市立学校給食センター改修整備工事 |
| 2 契約の方法 | 事後審査型条件付一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 186,230,000円 |
| 4 契約の相手方 | 奈良市南紀寺町2丁目147番地
谷建設株式会社
代表取締役 谷 慎 吾 |
| 5 工 期 | 契約の日から令和4年9月30日まで |

令和3年6月22日提出

生駒市長 小 紫 雅 史



議案第 49 号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年4月生駒市条例第2号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 取得する財産 生駒市立学校給食センター改修整備工事に伴う厨房設備
- 2 取得価格 234,520,000円
- 3 契約の相手方 大阪府豊中市走井2丁目9番2号
日本調理機株式会社 関西支店
支店長 小西 洋
- 4 契約の方法 事後審査型条件付一般競争入札

令和3年6月22日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

報告第10号

令和3年生駒市議会第3回（6月）定例会提出議案の結果について

令和3年生駒市議会第3回（6月）定例会提出議案の結果について、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和60年4月生駒市教育委員会規則第6号）第6条第1号の規定により、次のとおり報告する。

令和3年6月28日提出

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

【提出議案】

- ・ 令和3年度生駒市一般会計補正予算（第4回）
- ・ 生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ・ 生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ・ 生駒市立学校給食センター改修整備工事請負契約の締結について（追加提案分）
- ・ 財産の取得について（追加提案分）

【審議経過】

令和3年6月2日 開会

令和3年6月14日 市民文教委員会

予算委員会（市民文教分科会）

令和3年6月17日 予算委員会

令和3年6月22日 再開

市民文教委員会

【結果】

原案のとおり可決

議案第 24 号

生駒市立幼稚園預かり保育実施規則の一部を改正する規則の制定について

上記議案を提出する。

令和 3 年 6 月 28 日

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

生駒市立幼稚園預かり保育実施規則の一部を改正する規則

生駒市立幼稚園預かり保育実施規則（令和元年 9 月生駒市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項及び別表中「別表備考第 9 項各号」を「別表備考第 8 項各号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 25 号

令和 3 年度生駒市教育委員会の活動の点検及び評価について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条に基づき、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和 60 年 4 月生駒市教育委員会規則第 6 号）第 2 条第 5 号の規定により、別冊のとおり提出する。

令和 3 年 6 月 28 日

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

